

余市町 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
余市町	余市町全域	令和5年3月17日	令和5年3月17日

※「人・農地プラン」自体は従前より存在したが、「実質化された人・農地プラン」については令和4年度が初。

1 対象地区の現状（アンケートの結果は令和3年度の結果です。）

①地区内の耕地面積 ※農林業センサス2020より	1032.00 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	560.98 h a
③地区内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	319.1 h a
i うち後継者が見込まれる農業者の耕作面積の合計	21.66 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	297.44 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計（令和3年調査）	27.5 h a
<p>（備考）</p> <p>②、③の回答者の耕作面積については、実際に作付けしている面積を記載している。</p> <p>③の回答者のうち、「後継者の有無」について記載が無かった方については、ii に参入している。</p>	

2 対象地区の課題

令和3年度に実施したアンケートにおいて、「10年以内に離農していると思う」と回答した方の耕作面積は110.47 h aである。それに対し、中心経営体が5年後受入を希望する面積は27.5 h aである。従って、5年後の受入を希望する面積より、離農予定の面積が82.97 h a 分上回り、引き続き新規就農（Iターン、Uターン）への取組強化が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

果樹関係の耕作については、Iターンでの就農のケースも多く、町外へ向けたPR強化により集約することが必須。また、50代以下の若手の農業者は農作業や経営管理の効率化を図ることにより、管理できる耕作面積がより広大となり、農地の遊休化、休耕地化への拡大を抑制することができる。

施設野菜の耕作についても、町外へ向けたPR強化、農作業等の効率化により、安定した経営の基盤を確立し、農地の遊休化、休耕地化の拡大を抑制する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>(1) 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・農作業効率化等の基盤整備に取組む。</p>
<p>(2) より効率的な機材導入に係る取組 青年等就農計画や、農業改善計画の認定窓口機能を強化し、1つの経営体が耕作可能な面積を基盤整備の強化とともに拡大する。また、果樹の耕作者は露地から施設へ転換すること等により、天候の影響を受けにくい経営に強化する。</p>
<p>(3) 町内農業者の農地に関する意向確認に係る取組 年に1度の農地に係るアンケートを実施することにより、特に施設野菜と果樹について町と農業委員会が事前に町内農業者より意向を確認する。これによって第三者継承も視野に入れた効率的な農地の継承を実施する。</p>
<p>(4) 新規就農者受入への取組強化 上記(3)の取組強化に伴い、新規就農者に対し、従前では果樹に係る参入障壁が高かったが、効率的かつ経済的な居抜きでの就農を促進することにより、参入障壁を引き下げ、新規就農者の受入強化に努める。</p>
<p>(5) 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者には出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていくよう、まちの農業者に対し、必要な情報を提供していく。</p>
<p>(6) 鳥獣被害防止対策の取組方針 余市町有害鳥獣駆除対策協議会の活動により、エゾシカ等の有害鳥獣の駆除を継続。町独自事業であるアライグマの箱わな購入補助やエゾシカの侵入を防止する電気柵の購入補助を実施する。</p>

5 農地の出し手となる経営体について

<p>アンケートによって回答された農地の出し手となる経営体については、余市町農業委員会と連携し、町内で経営規模拡大を目指す農業者のほか、町内に新規就農を計画するものに対し、農地の出し手に事前に了承をいただいたうえで、積極的に紹介し、効率的な継承を促進する。</p>
